

町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 8 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

町田市消防団に関する条例（昭和42年12月町田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「は、消防団の推せんに基づき、」を「にあっては消防団の推薦に基づき」に、「は、団長が次の各号の」を「にあっては団長が次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健であること。

第12条中「別表1」を「別表第1」に改める。

第13条第1項中「別表2」を「別表第2」に改め、同条第2項中「別表3」を「別表第3」に改める。

別表1中「別表1」を「別表第1（第12条関係）」に改め、同表副団長の項中「270,000円」を「228,000円」に改め、同表本部補佐の項を削る。

別表2中「別表2」を「別表第2（第13条関係）」に改める。

別表3中「別表3」を「別表第3（第13条関係）」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

町田市消防団に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																						
<p>(任用)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）に<u>あつては消防団の推薦に基づき</u>市長が任命し、その他の団員に<u>あつては団長が次に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。</u></p> <p>(1) <u>市内に在住し、在勤し、又は在学していること。</u></p> <p>(2) <u>18歳以上であること。</u></p> <p>(3) <u>志操堅固で、かつ、身体強健であること。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、<u>別表第1</u>に定める報酬を支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水火災等の職務に従事する場合には、<u>別表第2</u>に定める費用弁償を支給する。</p> <p>2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、<u>別表第3</u>に定める費用弁償を支給する。</p> <p><u>別表第1（第12条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副団長</td> <td style="text-align: center;">年額 <u>228,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2（第13条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第3（第13条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	略	略	副団長	年額 <u>228,000円</u>	略	略	略	略	<p>(任用)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、<u>消防団の推せんに基づき</u>、市長が任命し、その他の団員は、<u>団長が次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。</u></p> <p>(1) <u>町田市に居住する者</u></p> <p>(2) <u>年令18才以上の者</u></p> <p>(3) <u>志操堅固で身体強健な者</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、<u>別表1</u>に定める報酬を支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水火災等の職務に従事する場合には、<u>別表2</u>に定める費用弁償を支給する。</p> <p>2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、<u>別表3</u>に定める費用弁償を支給する。</p> <p><u>別表1</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副団長</td> <td style="text-align: center;">年額 <u>270,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>本部補佐</u></td> <td style="text-align: center;">年額 <u>206,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表2</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表3</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	略	略	副団長	年額 <u>270,000円</u>	<u>本部補佐</u>	年額 <u>206,000円</u>	略	略	略	略
職名	報酬額																						
略	略																						
副団長	年額 <u>228,000円</u>																						
略	略																						
略																							
略																							
職名	報酬額																						
略	略																						
副団長	年額 <u>270,000円</u>																						
<u>本部補佐</u>	年額 <u>206,000円</u>																						
略	略																						
略																							
略																							